

札幌市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正  
する条例案

令和元年（2019年）6月13日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正  
する条例

札幌市控除対象特定非営利活動法人等を定める条例（平成26年条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人シーズネットの項中「平成31年5月30日」を「令和元年5月30日」に、「平成36年5月29日」を「令和6年5月29日」に改め、同表特定非営利活動法人北海道障がい者乗馬センターの項中「平成32年7月16日」を「令和2年7月16日」に改め、同表に次のように加える。

特定非営利活動法人 働く人びとのいのち と健康をまもる北海 道センター	札幌市白石区菊水3条 3丁目2番40号	平成31年1月1日か ら令和6年7月4日ま で
--	------------------------	-------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

地方税法及び札幌市税条例の規定による個人市民税の控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定めるため、本案を提出する。